

II 利用上の注意

1 利用上の注意

- 1 本結果の概要は、昭和60年10月1日現在で行われた第14回国勢調査について総務庁統計局から公表された本県分の第1次基本集計結果（9月30日付官報総務庁告示第56号）を若干の解説をつけてとりまとめたものです。
- 2 国勢調査の結果については、さきに要計表から集計した「人口と世帯数」を概数として、公表したが、今回の数値は総務庁において調査票を集計した結果で確定数となります。また、産業別人口関係、職業別人口関係等の結果については第2次、第3次基本集計結果として総務庁から、後日公表される予定です。
- 3 特にことわりのない限り各年の数値は、各年の国勢調査の数値である。なお、昭和60年の本県を除く各都道府県の数値は「要計表による人口及び世帯数」である。
- 4 概要の中の小数1、2位の数値は小数2、3位を四捨五入して表示しているため、個々の数値を合算して得た数値と総数とは必ずしも一致しない。また、分類不能も総数に含まれるため各項目の計が総合計と一致しない場合がある。
- 5 主な指標の算出方法

$$\text{人口増加率} = \frac{\text{当該期間の増加数}}{\text{基準人口}} \times 100$$

$$\text{性比} = \text{男の数} \div \text{女の数} \times 100$$

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老人人口指数} = \frac{\text{老人人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{(\text{年少人口} + \text{老人人口})}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老人人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

注) 1) 年齢3区分人口

年少人口 — 0~14歳人口

生産年齢人口 — 15~64歳人口

老人人口 — 65歳以上人口

2) 年齢3区分人口割合

年少人口割合 — 総数に占める年少人口の割合

生産年齢人口割合 — 総数に占める生産年齢人口の割合

老人人口割合 — 総数に占める老人人口の割合

6 使用記号は次のとおりである。

0.0 0.00 該当数が掲載単位未満

… 不詳

△ 負数

7 本書における地域区分は下記のとおりである。

県北地域： 水戸市、日立市、那珂湊市、常陸太田市、勝田市、高萩市、北茨城市、笠間市、
東茨城郡、西茨城郡、那珂郡、久慈郡、多賀郡

鹿行地域： 鹿島郡、行方郡

県南地域： 土浦市、石岡市、竜ヶ崎市、取手市
稲敷郡、新治郡、筑波郡、北相馬郡

県西地域： 古河市、下館市、結城市、下妻市、水海道市、岩井市
真壁郡、結城郡、猿島郡

8 今回、総務庁から公表された国勢調査の結果で本書に収録されないもの、及び本書についての照会は下記にお願いします。

茨城県企画部統計課人口労働担当

〒310 水戸市三の丸1-5-38

TEL 0292-21-8111 (内線) 2654, 2655

2 用語の解説

人 口

本報告書における人口は「常住人口」である。常住人口の定義については、「調査の対象」(4ページ)を参照されたい。

面 積

本報告書に掲載した面積は、建設省国土地理院の「昭和60年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

なお、人口集中地区の面積は、総務庁統計局で測定したものである。

年 齢

年齢は、昭和60年9月30日現在による満年齢である。なお、昭和60年10月1日前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出のいかんにかかわらず、実際の状態により、次のように区分した。したがって、例えば、「有配偶」には内縁関係にある人も含まれる。

未 婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—現在、妻又は夫のある人

死 別—妻又は夫と死別して独身の人

離 別—妻又は夫と離別して独身の人

国籍

国籍については、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「その他」の5つに区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

1 日本と外国の国籍を持つ人—日本

2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

昭和60年国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分し、下記のとおり定義している。

なお、今回の昭和60年国勢調査における一般世帯・施設等の世帯の区分と、昭和55年国勢調査以前での普通世帯、準世帯との対応は次表のとおりである。

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普通世帯	<ul style="list-style-type: none">・住居と生計を共にしている人の集まり・1戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	<ul style="list-style-type: none">・間借り・下宿などの単身者・会社などの独身寮の単身者	<ul style="list-style-type: none">・寮・寄宿舎の学生・生徒・病院・療養所の入院者・社会施設の入所者・自衛隊の営舎内居住者・矯正施設の入所者・その他

一般世帯—一般世帯には以下のものが該当する。

(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人は、人数に関係なく雇主の

世帯に含めている。

- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
 - (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
- 施設等の世帯一施設等の世帯には以下のものが該当する。なお、世帯の単位のとり方は、原則として下記の(1)及び(2)は棟ごと、(3)は施設ごと、(4)、(5)は調査単位ごとに一つの世帯としている。
- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒一学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
 - (2) 病院・療養所の入院者一病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
 - (3) 社会施設の入所者一老人ホーム、肢体不自由者更生施設などの入所者の集まり
 - (4) 自衛隊営舎内居住者一自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
 - (5) 矯正施設の入所者一刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
 - (6) その他一住居不定者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

世帯を構成する世帯員の数が世帯人員である。

世帯員とは世帯を構成する各人をいい、そのうち世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数が親族人員である。

ここで世帯主と親族関係にある世帯員とは、世帯主の配偶者並びに世帯主及びその配偶者からみて、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父母、曾孫、おい、めい、その他これらに準ずる者をいう。なお、養子、連れ子、養父母なども、子、父母と同様に考えて親族とした。

高齢者世帯

単身高齢者世帯—60歳以上の者1人のみの世帯及び60歳以上の者1人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯をいう。

高齢者夫婦世帯—いずれかが60歳以上の夫婦一組のみの世帯及びいずれかが60歳以上の夫婦一組と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の者が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が、世帯主の父母又は祖父母である世帯）をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のように区分した。

A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯で、その世帯に従属する非親族（営業使用人、家事使用人など）が同居していてもここに含まれる。したがって、例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事

使用人から成る世帯も含まれる。

B 非親族世帯一二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と同居人、家事使用人又は営業使用人などの非親族の関係にある者のみによって構成されている世帯

C 単独世帯—単身者だけの世帯

さらに、親族世帯を次のように区分する当たっては、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係に基づいている。

A 親族世帯

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦と片親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供と片親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

B 非親族世帯

C 単独世帯

住居の種類

住居は、一般世帯について次の二つに区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建てられ、又は改造された永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいう。

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

その他—寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、又は改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいう。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に住む一般世帯についてのみ次の六つに区分した。また、このうち「間借り」以外の5区分に居住する世帯を総称して「主世帯」としている。

持ち家—その世帯が所有している住宅をいう。この場合、必ずしも登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯が借りている住宅が都道府県営住宅、市（区）町村営住宅で、かつ給与住宅でない場合をいう。

公団・公社の借家—その世帯が借りている住宅が住宅・都市整備公団の賃貸住宅及び都道府県・市町村の地方住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。また、これには雇用促進事業団の「雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）」も含まれる。

民営借家—その世帯が借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でないものをいう。

給与住宅—会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、その従業員の職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅について、その建て方を次の四つに区分した。また、このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11階建以上」の4区分で併せて調査し、集計している。

一戸建—1建物が1住宅であるものをいう。店舗併用住宅も1建物が1住宅であれば、ここに含めている。

長屋建—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。いわゆるテラス・ハウスといわれるものも含まれる。

共同住宅—一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。いわゆる「げたばきアパート」も含まれる。

その他—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合をいう。

居室室数及び戸数

居室室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の

客室など営業用の室は含めない。なお、ダイニング・キッチン（台所兼食事室）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居住室の数に含めた。

畳数は、上に述べた各居住室の畳数（広さ）の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居住室も3.3平方メートル当たり2畳の割合で畳数に換算した。

人口集中地区

人口集中地区は、市部・郡部別地域表章が町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなった事情にかんがみ、昭和35年国勢調査で初めて設定された。

昭和60年国勢調査の人口集中地区の設定に当たっては、

- (1) 昭和60年国勢調査調査区を基礎単位地域として用い、
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上）が隣接して、
- (3) 昭和60年国勢調査時に人口5,000人以上を有し、
- (4) 人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上となる地域を構成する場合、この地域を「人口集中地区」とした。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に人口の少ない、公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。